

平塚市教育大綱

令和6年度～令和9年度

平塚市

- はじめに -

平塚市では、平成26年度に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の目指す基本的な教育、学術及び文化の振興に関する総合的な推進を図ることを目的とした「平塚市教育大綱」を策定しています。

この度、この大綱の実施期間の終了にともない、令和6年度から令和9年度までを実施期間とする、新たな「平塚市教育大綱」を定めました。

教育は、一人一人の明るい未来の礎を築きます。デジタル化の進展など社会環境の変化が大きい中では、子どもから大人まで多くの市民が互いに学び合い、新たな「気づき」・「発見」ができる機会、教育環境の充実が求められます。学校における学びや地域での学習、家庭教育など、様々なコミュニティでの学び合いは、「持続可能なまちづくり」へとつながると信じています。

「ずっと、選ばれるまち、住み続けるまち」として、本市に誇りや愛着を持てるよう、学び合える教育環境や地域社会を整えます。それにより、誰一人取り残されることなく、一人一人が豊かな人生を歩める“教育のまち平塚”を目指していきます。

結びに、本大綱の策定にあたり、パブリックコメントにおいて貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様を始め、全ての関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和6年2月

平塚市長 落合克宏

第1章 平塚市教育大綱について 1

1 大綱策定の趣旨

2 大綱の位置付け

3 実施期間

第2章 平塚市のめざす教育 2

1 基本理念

2 基本方針

第1章 平塚市教育大綱について

1 大綱策定の趣旨

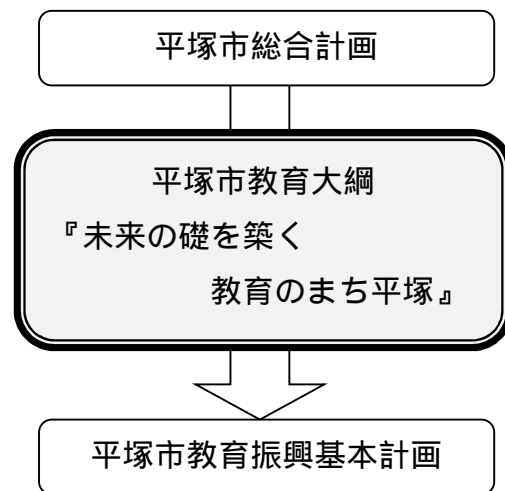
教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化や市長と教育委員会との連携強化等を図るために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年(2015年)4月に施行されました。同法第1条の3第1項では、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとしています。

これを受け、本市では総合的な教育施策の目標や施策の根本となる方針として平塚市教育大綱を策定しています。

この度、現行の大綱の実施期間が満了となることから、総合教育会議での協議を経て、三期目となる平塚市教育大綱を策定いたしました。

2 大綱の位置付け

大綱は、市政運営の総合的指針である「平塚市総合計画」との整合を図りつつ、本市教育委員会が策定する「教育振興基本計画」を推進するにあたって、その方向性を示すものとなります。



3 実施期間

実施期間は、令和6年度(2024年度)から令和9年度(2027年度)までの4年間とします。

なお、本市の総合計画や国、県及び社会情勢の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。

第2章 平塚市のめざす教育

1 基本理念

「未来の礎を築く教育のまち平塚」

2 基本方針

(1) 確かな学力と豊かな心を育む教育環境の充実

子どもたちの生きる力を育むため、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の「確かな学力」を育成する環境を整備します。また、子どもたち一人一人の健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むとともに、人権を尊重した「いのち」と「こころ」を大切にする教育を推進します。

(2) 子どもの育ちを支援する環境の充実

子どもや保護者の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、子どもの育ちを社会全体で支援する取組を進めます。また、学校における安全対策を強化するとともに、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、それぞれに合った適切な支援や援助に努めます。

(3) 文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実

生涯学習に対する市民ニーズに対応するため、多くの学習機会を提供するとともに、様々な学習活動を支援し、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域社会の実現をめざします。また、活力ある生き生きとした社会を形成するため、市民が様々な形でスポーツと関われる環境整備を進めます。



平塚市

HIRATSUKASHI